# 可児市農業委員会第4回農業委員会総会議事録

開催日時 平成31年4月4日(木)午後3時00分から5時00分

開催場所 | 可児市役所 5階全員協議会室

農業委員|菱川 幸夫、大澤 正幸、可児 勉、 井藤 平榮、 勝野 英俊、 日比野泰成、

二宮 章二、 奥村 武司、 續木 明彦、 兼松 君子、 髙木 伸敏、 渡邉 千春、

山田 照男

農地利用最適 化推進委員 浅野 忠、 三宅 祥雅、 奥村 久光、 長谷川謙司、 溝口 茂、 鈴木 好則、

員 □ 可児すみ子、 栗本 京治、 溝口 知春

欠席委員 鈴木 啓之

事 務 局 事務局長 渡辺 達也

課 長 鈴木 広行、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴

議 案 第 21 号 農地法第3条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対 する許可について

第 22 号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について

第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について

第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見に ついて

第 25 号 土地現況確認申請書(非農地)の承認について

第 26 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対 する決定について

第 27 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の承認について

# 議 長 (菱川会長)

平成31年第4回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の農業委員会の出席委員は、8番鈴木啓之委員より欠席の報告がありましたが、13名で定足数に達しております。

また、推進委員については、出席委員は9名です。

これより、平成31年第4回可児市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおり になっております。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の署名委員は議長において、5番勝野英俊委員、6番日比野泰成委員の両名を指名 します。

議 長

日程第2、議案第21号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

# 事 務 局

議案第 21 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請 に対する許可の内容について、説明いたします。

申請の内訳としまして、贈与による所有権移転が1件、売買による所有権移転が5件の合計6件です。

受付番号1の案件は、土岐市の方と多治見市の方との間における、売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、久々利字一丁田、地目は田、面積は3,000 ㎡の農振農用地です。譲受人は、今回農地を取得して新規就農するとのことです。譲受後の耕作面積は3,000 ㎡となります。

受付番号2の案件は、久々利の方と柿下の方との間における、売買による所有権移転の 許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、久々利字西田外 1 筆、地目は田、面積は合計 3,794 ㎡の 農振農用地です。譲受人は、申請地の近くで耕作をしており、申請地を取得して経営規模 の拡大を計画するとのことです。譲受後の耕作面積は 15,513 ㎡となります。

受付番号3の案件は、矢戸の方と矢戸の方との間における、売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、矢戸字南中切外 1 筆、地目は畑、面積は合計 147 ㎡の農振白地です。譲受人は、申請地の近くで耕作をしており、「申請地を取得して経営規模の拡大を計画する」とのことです。譲受後の耕作面積は 9,655 ㎡となります。

受付番号4の案件は、土田の方と土田の方との間における、売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、土田字大道、地目は田、面積は99 ㎡の農振農用地です。 譲受人は、申請地の近くで耕作をしており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画する とのことです。譲受後の耕作面積は5,427 ㎡となります。

受付番号5の案件は、土田の方と土田の方との間における、贈与による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、土田字定安、地目は畑、面積は175 ㎡の農振地域外の農地です。譲受人は、申請地の近くで耕作をしており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

譲受後の耕作面積は4,549 m²となります。

受付番号6の案件は、千葉県佐倉市の方と兼山の方との間における、売買による所有権 移転の許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、下恵土字豊田、地目は田、面積は416 ㎡の農振地域外の 農地です。譲受人は、申請地の近くで耕作をしており、「申請地を取得して経営規模の拡 大を計画する」とのことです。譲受後の耕作面積は7,587 ㎡となります。

以上の各案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしている ため、権利の移動は妥当と考えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの順次発言をお願いいたします。

長

議

受付番号1、2、久々利からお願いいたします。

髙木委員

受付番号1、2について、12番髙木が現地確認の結果を説明します。

受付番号1の場所は、久々利駐在所から西へ300m行った田圃でございます。

譲渡人は、相続で取得された土地です。内容は、事務方が説明したとおりです。現地確認をしましたが、田圃はきれいに耕されておりました。

受付番号2の場所は、場所は久々利浄化センターの隣の2か所の田圃です。

譲渡人は、昨年親を亡くされ相続でこの土地を取得されました。本人は農業はやらないと言っておられました。譲受人は従業員2人を雇用して農業を行っております。現地確認をした結果、田圃は耕されておりました。

申請番号1、2は問題ないと思われます。審議のほどよろしくお願いします。以上です。 受付番号3、矢戸お願いします。

二 宮 委 員 7番二宮が現地確認結果についてご報告します。

該当の土地は、春里地区センターから北へ約250m離れた位置にあります。現地確認時に該当の土地を含め一体がトラクターで起こされた状態になっておりました。後日確認したところ、当該の土地は数年前から耕作しておらず、譲受人が今回の土地の北側の土地を保全も含め一体を管理しておられるとのことでした。また自分の親の代から売買の話があり、今回に至ったとのことであります。このままでは耕作放棄地となることも考えられ、良い案件であると思います。皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 井 藤 委 員

議

長

どうも、ご苦労さまでした。

それでは、受付番号4番、5番、土田お願いします。

4番の井藤が現地確認の結果をご説明させていただきます。

まず4番は、場所はとうのう病院の西側でございますが、先般今囲ってある隣が、3条によって畑を移管されたということで、またその後も私のところも買ってくれないかということで売買しまして一体利用したいということで、休耕地のようになっていますが、この許可がおりしだい手入れさせていただきますということでございます。

今度5番ですが、この5番は土田の渡の八幡神社から西の方へ入ったところでございます。この土地は、土地が自宅と近いということで譲受人の方が、私が耕作しますということで休耕地のようになっていましけれども、手入れして利用したいということでございます。現地の確認はそういうことでございますので、ご審議のほどよろしくお願いします。それでは、受付番号6、下恵土お願いします。

議 長可児(勉)委員

3番可児が発表します。

場所は JR 可児駅のすぐ西側でございますが、先ほど事務局の方から詳しい説明があったとおり今度取得された方がこの近くに農地を持ってみえて経営規模を拡充するということで、求められたということでございます。これ以前からずっと前の方もきちんと耕作しておられたような感じで見受けられてまいりまして、この辺はまだまだ農地がありまして、こうして耕作を将来に渡ってされると思いますので、問題ないように見受けられました。よろしくお願いします。以上であります。

議 長

只今の6つの案件でございますけれども、地元委員から発言がありましたが、何かご意 見、ご質問等はございませんか。

3

#### 【質疑なしの声多数あり】

議長

ご意見もないようですのでお諮りいたします。

日程第2、議案第21号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、当委員会として許可することにご異議ございませんか。

# 【異議なしの声多数あり】

議長

ご異議ないものと認め、本案件は当委員会として許可することに決しました。

議 長

日程第3、議案第22号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する 意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第 22 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明します。

今回は5件の申請があります。

受付番号1の案件は、中恵土の方が農地転用の許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、中恵土字助太郎、地目は畑、面積は 2,477 ㎡のうち 725 ㎡、農振地域外の 3 種農地と判断されます。転用目的といたしましては、隣接する住宅の倉庫、進入路にするとのことでございます。周辺農地への被害防除策としては、南側に敷設する道路側溝にて西側へ流出して雨水などの対策を講じるとのことでございます。雨水排水につきましては道路側溝へ排水、汚水排水はございません。無断転用に対する始末書としましては申請書に添付済みでございます。受付番号 1 については、以上のとおりでございます。

受付番号2の案件は、広見の方が農地転用の許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、広見字泉、地目は畑、面積は 88 ㎡、農振地域外の3種 農地と判断されます。転用目的といたしましては、農業用作業施設兼休憩所を整備すると のことでございます。雨水排水につきましては自然浸透、汚水排水はございません。無断 転用に対する始末書は申請書に添付済みでございます。その他といたしましては、隣接に 農地がございますが、ここに農業用施設、これは農機具倉庫でございますが、これについ ては農業用施設の届出書を提出するよう指導をしたところでございます。

受付番号3の案件は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、下恵土字広小路外1筆、地目は畑、面積は998㎡のうち601㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。転用目的といたしましては、「隣接する住宅の庭、駐車場にする」とのことでございます。周辺農地への被害防除策としては、西、北、南の境界にはコンクリートブロックが敷設してあることで、土砂等の流出を防ぐとしております。雨水の排水につきましては道路側溝へ排水、汚水排水はありません。無断転用に対する始末書につきましては、申請書に添付済みとなっております。その他といたしましては、次に申し上げます4条受付番号4と同時申請ということになっております。

続きまして受付番号4の案件は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、下恵土字広小路、地目は畑、面積は511㎡のうち91㎡、

農振地域外の3種農地と判断されます。転用目的といたしましては、隣接地を一体利用して2棟の共同住宅を建築するとのことでございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、コンクリートブロック積みを敷設することで、土砂等の流出を防ぐとしております。雨水の排水につきましては道路側溝へ排水、汚水排水につきましては公共下水へ排水するとなっております。その他といたしましては、先ほどの4条の受付番号3と同時申請となっております。

続きまして受付番号5の案件は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、徳野南一丁目、地目は畑、面積は 665 ㎡、農振地域外の 3 種農地と判断されます。転用目的といたしましては、1 棟の共同住宅を建築するとのことでございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、コンクリートブロック積みを敷設することで、土砂等の流出を防ぐとしております。雨水の排水につきましては道路 側溝へ排水、汚水排水につきましては公共下水道へ排水するとなっております。

なお、現地確認をしたところ既存の農業用倉庫がございましたので、これにつきまして は、始末書の提出を指示しました。

以上の各案件は、周辺への影響には、十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は 責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。以上で説明を終わらせて いただきます。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

受付番号1の中恵土お願いいたします。

山田委員

受付番号1について、14番山田が説明いたします。

物件の概要ですが、場所はですね、市立保育園北へ100m、国道21号の川合口交差点の 南手前になります。転用目的の車庫ですが、既に建っておりまして始末書が出ております。 進入路については、雨水排水は道路側溝になっており、農業用水に支障ないと思われます のでご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議長

はい、それでは、受付番号2番広見お願いいたします。

溝口(知)委員

推進委員9番溝口が説明をさせていただきます。

場所は、ビレッジ元町の西側でございます。昭和 47 年にどうも埋め立てをして倉庫を造られたという状況で始末書が出ております。周辺全部宅地に囲まれておりまして、何ら問題はないかなというふうに見てまいりましたので、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、受付番号3番、4番、5番、下恵土お願いいたします。

3番、4番は続けてやってください。

可児(勉)委員

はい、3番の可児が発表いたします。

これは、同じ方でありまして、まずは受付番号3の案件としては、現在自分の屋敷内の 庭になっていますが、今度ここの一部にアパートを造るということで残りを庭及び駐車場 にするということで申請が出ております。それで4番の方で、このようにアパートを造る ということで申請が出されておりまして、詳しいことは全てクリアされていると事務方か ら説明があったとおりでございます。

続きまして5番でございます。これは徳野ですけれども下恵土の徳野南ですが、可児川沿いでございます。ここもずっと見てまいりましたけれども現在畑ということで今度こう

いうふうに共同住宅を建てなさるということで申請が出ておりますけれども、ポツンと1 軒だけという感じで何の支障もきたさないと受けてまいりましたので皆様のご審議よろ しくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご質問、ご意見等は ございませんか。

# 【質疑なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

> 日程第3、議案第22号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する 意見について」は、許可相当として県に進達することにご異議ございませんか。

#### 【異議なしの声多数あり】

ご異議ないものと認め、本案件は許可相当として県に進達することに決しました。 議 長

続きまして日程第4、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設 議 長 定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

はい、議案第23号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴 う農地転用許可申請の内容について、説明をいたします。

申請の内訳は、売買による所有権移転が 11 件、贈与による所有権移転が 3 件、賃借権 の設定が1件、使用貸借権の設定が4件の合計19件でございます。

受付番号1の案件は、中恵土の方と中恵土の方との売買による所有権移転で、転用許可 を求めるものです。

土地の概要といたしましては、中恵土字桃塚、地目は畑、面積は127㎡、農振白地の3 種農地と判断されます。転用目的といたしましては、隣地を一体利用して一般個人住宅を 建築するとのことでございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、コンクリー トブロック積みを敷設することで、土砂等の流出を防ぐとしております。雨水排水につき ましては道路側溝へ排水、汚水排水はございません。これにつきましては、10 ㎡以上の増 築ということで建築確認申請が必要な案件となっております。

続きまして受付番号2の案件は、石井の方と広見の法人との売買による所有権移転で、 転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、石井字八ケ尻、地目は田、面積は579㎡、農振白地の3 種農地と判断されます。転用目的といたしましては、建築業事務所兼用住宅を建築すると のことでございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、西側、南側の境界にコ ンクリート擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとしております。雨水排水につきま しては道路側溝へ排水、汚水排水につきましては公共下水道へ排水するとなっておりま す。なお、この案件につきましては、平成31年3月18日付けで農振除外がされた案件と なっております。あとは放流先のことでございますけれども、現地確認のときに宅内の排 水について、どこに放流するのかとのお尋ねがございましたが、北西部に既存の道路側溝 があり、そちらの方に放流する計画となっております。

続きまして受付番号3の案件は、名古屋市千種区の方と広見の法人との売買による所有

事 務 局 権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、石井字上り花、地目は田、面積は941 ㎡、農振白地の3種農地と判断されます。転用目的といたしましては、1棟の共同住宅を建築するとのことでございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、周囲にコンクリートブロック擁壁を設置することで、土砂等の流出を防ぐとのことでございます。雨水の排水につきましては、道路側溝へ排水、汚水の排水につきましては、公共下水道へ排水するとなっております。なお、この案件も平成31年3月18日付けで農振除外された案件でございます。現地確認の際にお尋ねのありました南側の水路には伏せ越しをするのか、その場合水路の管理はどうするのかとのお尋ねがございました。あともう一点としましては、西側に隣接する農地の乗り入れを既存の箇所から移設すると、ちょうどその乗り入れ個所のところにNTTの電柱があるので支障になるのでないかとのお尋ねがございました。その件についてご回答させていただきますが、今回の共同住宅を建設するにあたっての乗り入れ箇所というのは、東側から乗り入れを行うとのことでございます。南側につきましては、水路の方の張りコンを行うのみということです。あとは西側の農地ですけれども、残ったところについての農地の乗り入れ口につきましては、当初予定していましたNTTの電柱の位置ではなくて電柱に支障がない位置までずらされるとのことでございます。

続きまして受付番号4の案件は、広見の方と広見の法人との売買による所有権移転で、 転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、広見六丁目、地目は畑、面積は 447 ㎡、農振地域外の 3 種農地と判断されます。転用目的といたしましては、1 区画に宅地分譲するとのことでございます。雨水排水につきましては、道路側溝へ排水及び自然浸透、汚水の排水につきましては、公共下水道へ排水するとなっております。

続きまして受付番号5の案件は、瀬田の方と土田の方との贈与による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、瀬田字小豆田外 1 筆、地目は田、面積は合計で 396 ㎡、 農振白地の 2 種農地と判断されます。可児市内の土地を選定したところ、申請地に代えて 当該申請に係る目的を達成できない土地とのことでございます。転用目的といたしまして は、隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築するとのことです。周辺農地への被害防 除策といたしましては、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐ となっております。雨水排水につきましては自然浸透、汚水の排水につきましては公共下 水道へ排水するとなっております。この案件につきましても平成 31 年 3 月 31 日付けで農 振除外がされております。現地確認の際、委員からご質問がございました隣接する田は伏 見営農が耕作しているが、農転申請箇所を田越しして用水を供給することとなっている。 この転用後の用水はどのように確保するのかとのお尋ねがございました。これは、用水路 を確保する予定ということで図面変更等の指示をしております。

続きまして受付番号6の案件は、瀬田の方と瀬田の法人との使用貸借権の設定で、転用 許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、瀬田字板敷、地目は田、面積は 2,783 ㎡、農振白地の 2 種農地と判断され、可児市内の土地を選定したところ、申請地に代えて当該申請に係る目 的を達成できない土地となっております。転用目的といたしましては、貸駐車場を整備するとのことでございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、コンクリートブロック積みを敷設することで、土砂等の流出を防ぐとしております。雨水排水につきましては道路側溝へ排水、汚水排水についてはございません。これにつきましては平成29年1月20日付けで農振除外がされております。今回転用の申請にあたっては、農用地区域外除外申出の目的変更の理由書ということで受理をしておりますが、それが可児市長から農業委員会の方に報告がされておるところでございます。もう一点でございますが、南側の伏せ越し部分、進入路のところですが、ここについてはゴミ詰まり対策をしてくださいという要望がございましたが、水路横断部分の暗渠断面を広くとることでゴミの詰まりを防止するとの回答をいただいております。

続きまして受付番号7の案件は、瀬田の方外2名と広見の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、瀬田字神崎外 1 筆、地目は田、面積は合計 1,748 ㎡、農振白地の 3 種農地と判断されます。転用目的といたしましは、6 棟の分譲住宅を建築するとのことでございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、擁壁を敷設することで、土砂等の流出を防ぐとしております。雨水の排水につきましては道路側溝へ排水、汚水の排水については公共下水道へ排水するとなっております。この案件につきましては、開発協議の対象案件となっております。なおこの案件も、平成 31 年 3 月 18 日付けで農振除外がされておりまして、平成 31 年 2 月 12 日申請で協議中の案件となっております。

受付番号8の案件は、大森の方と大森の方との使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、大森字大畑、地目は田、面積は504 ㎡、農振白地の2種 農地と判断され、可児市内の土地を選定したところ、申請地に代えて当該申請に係る目的 を達成できない土地とのことでございます。転用目的といたしましては、一般個人住宅を 建築するとのことです。周辺農地への被害防除策といたしましては、コンクリートブロッ ク積みを敷設することで、土砂等の流出を防ぐとしております。雨水の排水につきまして は道路側溝へ排水、汚水排水につきましては公共下水道へ排水するとなっております。な お、この案件につきましても平成31年3月18日付けで農振除外がされております。ここ で、委員さんからのご質問ということで、パイプラインの給水栓及び周囲のコンクリート 構造物の撤去はどうするのかというご質問がございました。これにつきましては、大森土 地改良管理組合との協議の中で残すことにしたとのことでございます。

続きまして受付番号9の案件は、羽崎の方と羽崎の方との使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、羽崎字柳坪、地目は田、面積は 2,130 ㎡のうち 248 ㎡、 農振白地の1種農地の例外と判断され、隣接する住宅用地を拡張して離れを建築するもの であり、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できない土地となっております。転用 目的といたしましては、隣接地を一体利用して隣接する住宅の離れを建築するとなってい ます。周辺農地への被害防除策といたしましては、擁壁を設置し土砂等の流出を防ぐとし ております。雨水の排水につきましては北側水路放流、汚水の排水につきましは公共下水 道へ排水するとなっております。転用に関連する農業施設の届出がございまして、受理につきましては本案件の許可と同時に行うものです。なお、平成31年3月18日付けで農振除外がされております。現地確認の際、委員から東の道路を横断して隣接する宅地の下の暗渠を通って田に水を引いているとなっているが、給水箇所が本件の転用により埋め立てられる位置になるが、対策はどうするのかとのご質問がありましたが、これにつきましては、このところから延伸しまして既存の田のところまで給水管を伸ばすということになっております。

続きまして受付番号 10 の案件は、亡くなられた塩の方と塩の方との贈与による所有権 移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、塩字浦之田、地目は畑、面積は 291 ㎡、農振白地の 2 種 農地で、これは一体利用する必要があり申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できな い土地となっております。転用目的といたしましては、隣接地を一体利用して隣接する住 宅の庭・駐車場敷地にするとのことでございます。雨水排水につきましては、道路側溝へ 排水、汚水排水につきましてはございません。無断転用に対する始末書としましては、申 請書に添付済みとなっております。

続きまして受付番号 11 の案件は、塩の方と矢戸の法人との売買による所有権移転で、 転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、矢戸字横市、地目は田、面積は合計で 2,147 ㎡、農振白地の 1 種農地の例外と判断され、隣接する工場用地を拡張して駐車場を整備するものであり、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できない土地となっております。転用目的といたしましては、隣接する工場用地を拡張し、駐車場を整備するとなっております。周辺農地への被害防除策といたしましては、コンクリートブロック壁を施工し土砂等の流出を防ぐとなっております。雨水の排水につきましては、道路側溝へ排水、汚水の排水につきましては、ございません。なお、この案件につきましても平成 31 年 3 月 18 日付けで農振除外とされた案件となっております。

受付番号 12 の案件は、土田の方と土田の方との使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、土田字大道外1筆、地目は畑、面積は合計 415 ㎡、農振 地域外の3種農地と判断されます。

転用目的といたしましては、一般個人住宅を建築するとのことでございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、ブロック積みが施工済みでございます。雨水の排水につきましては自然浸透、汚水の排水につきましては、公共下水道へ排水となっております。なお、無断転用に対する始末書としましては、申請書に添付済みでございます。

続きまして受付番号 13 の案件は、土田の方と下呂市の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、土田字宿外3筆、地目は畑、面積は合計3,199㎡のうち2,864.65㎡、農振地域外の3種農地と判断されるものです。転用目的といたしましては、11棟の分譲住宅を建築するとのことでございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、周囲にコンクリート壁を設置し土砂等の流出を防ぐとしております。雨水の排水に

つきましては、道路側溝へ排水、汚水の排水につきましては、公共下水道へ排水するとなっております。なお、これにつきましては、開発協議の対象案件となっておりまして、現 在開発協議を行っている段階でございます。

続きまして受付番号 14 の案件は、土田の方と塩の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、土田字堀口外1筆、地目は畑、面積は合計で382 ㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。転用目的といたしましては、一般個人住宅を建築するとのことでございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、ブロック積みを設置し対処するとのことでございます。雨水の排水につきましては、道路側溝へ排水、汚水の排水につきましては、公共下水道へ排水するとなっております。なお、この案件は、事業計画変更受付番号1と同時申請となっております。

続きまして受付番号 15 の案件は、兵庫県芦屋市の方と福井県坂井市の法人との賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、菅刈字前田外 1 筆、地目は田、面積は合計 2,990 ㎡、農振白地の 3 種農地と判断されます。転用目的といたしましては、店舗ドラックストアを建築するとあります。周辺農地への被害防除策としては、東・南側にはコンクリートブロック擁壁を、西側は L 型擁壁を施工することで土砂等の流出を防ぐとしております。雨水の排水につきましては、市排水路へ排水、汚水の排水につきましては、公共下水道へ排水するとなっております。これも開発協議の対象案件となっております。この案件につきましても平成 31 年 3 月 18 日付けで農振除外がされております。あと土砂等流出防止策としまして北側につきまして、隣地との協議の中で法面整地することとなっております。都市計画法第 29 条第 1 項による開発協議を要する案件と先ほど申し上げましたが、まだこれから提出される案件となっております。

続きまして受付番号 16 の案件は、下恵土の方と愛知県北名古屋市の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、下恵土字助太郎外2筆、地目は畑、面積は合計1,094 ㎡、 農振地域外の3種農地と判断されます。転用目的といたしましては、4棟の分譲住宅を建築するとのことでございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、外周にコンクリート擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとなっております。雨水の排水につきましては、土地改良排水路へ排水、汚水の排水につきましては、公共下水道へ排水となっております。この案件につきましても、開発協議の対象案件となっておりますが、まだ未申請という状況であります。

続きまして受付番号 17 の案件は、名古屋市西区の方と今渡の方外 3 名の方による贈与による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、今渡字中鳴子、地目は畑、面積は 165 ㎡、農振地域外の 3 種農地と判断されます。転用目的といたしましては、隣地を一体利用して隣接する住宅 の庭にするとのことでございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、既設のブロック擁壁により土砂等の流出を防ぐとしております。雨水の排水につきましては、自然 浸透、汚水の排水については、ありません。無断転用に対する始末書としましては、申請

書に添付済みでございます。

続きまして受付番号 18 の案件は、川合の方外 1 名の方と美濃加茂市の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、川合字塚越外 2 筆、地目は田、面積は合計で 2,718 ㎡、 農振地域外の 3 種農地と判断されます。転用目的といたしましては、12 棟の分譲住宅を建築するとのことでございます。雨水の排水につきましては、道路側溝へ排水、汚水の排水につきましては、公共下水道へ排水するとなっております。この案件につきましても、開発協議の対象案件となっております。これにつきましては、平成 31 年 3 月 19 日に申請がございまして協議中となっております。

続きまして受付番号 19 の案件は、愛知県弥富市の方と下恵土の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要といたしましては、川合字上田、地目は畑、面積は 240 ㎡、農振白地の 3 種 農地と判断されます。転用目的といたしましては、1 棟の分譲住宅を建築するとのことで ございます。雨水排水につきましては、道路側溝へ排水、汚水排水につきましては、公共 下水道へ排水となっています。なお、この案件につきましは、事業計画変更受付番号 2 と 同時申請となっております。

以上 19 の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は 責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いいたしします。 受付番号1、2、3、中恵土からお願いいたします。

受付番号1について、山田が説明いたします。

物件の概要ですが、場所はですね、可児市役所中恵土連絡所から西へ 150m行った近所 にみなもり内科があります。ここも先月ぐらいに隣を現地確認した場所になります。畑で あり雨水排水は道路側溝へと農業用水に支障はないと思われます。審議のほどお願いしま

す。以上です。

次に受付番号2について説明します。

物件の概要ですが、場所は市立広見小学校の北側、直線距離にして 100mくらいの名鉄 広見線の踏切の脇にあります。給水は水田の末端になりますので不要でございます。雨水 排水は計画図では、道路側溝へとなっておりますが道路側溝はありませんので、新設とな ります。ご配慮のほどお願いします。以上審議のほどお願いします。以上です。

それから受付番号3について説明します。

物件の概要ですが、場所は可児市役所中恵土連絡所より可児川を挟んで南へ200mほどの位置にあります。3階建て9戸の賃貸マンションができることになります。隣地所有者への説明は済んでおります。ただし、給水口の移設とトラクターの乗り入れ口が変わり、新設が必要となります。トラクターの乗り入れ口は、幅2.5m以上必要です。なお、この計画図の場所は、事務局から説明がありましたように、NTTの電柱が邪魔になる位置にありましたので、その点、避けるよう配慮を求めています。排水については問題なく、審議のほどお願いします。以上です。

議 長

山田委員

議長

はいどうもご苦労様でした。

それでは、受付番号4番の広見お願いします。

溝口(知)委員

受付番号4番、推進委員9番の溝口が説明させていただきます。

場所は、資料に記載してある道路をずっと東へ行きますとケーブルテレビ可児があります。ケーブルテレビ可児がある道路に面した土地でございます。周辺は全部宅地になっておりまして、残された畑という形で何ら農地への影響はないかと見てまいりました。よろしくご審議のほどよろしくお願いいします。

議長

はい、ご苦労様でした。

それでは、5番、6番、7番、瀬田お願いいたします。

渡邉委員

受付番号5番、6番、7番について13番の渡邉が現地確認の報告をさせていただきます。

まず受付番号5番についてですが、場所は中恵土連絡所から550m南東にあります。すぐ北側には、道路を挟んで名鉄広見線があります。転用目的といたしましては、譲受人の個人住宅を建設するということです。東側は道路、北側は雑種地と畑、西側は公民館、南側は田です。申請地は三箇所に区分けされた耕地整理されていないところでございます。隣地所有者への説明もあり、雨水排水は自然浸透、上下水道につきましては、既存の埋設管に接続、農業用水への影響はありません。南側の田については、現況は営農組合が大豆を作っています。田として使用すれば、水の確保が必要ですので必ず水の供給ができるようにお願いしたいとのことです。その他は問題ありません。

続きまして受付番号6について説明します。

場所は広見東連絡所から800mの西側、瀬田2号公民館から90mの東側にあります。転用目的は、貸駐車場を整備するということです。

東側は、借人の老人ホーム、北側は道路、西側は田、南側は住宅と水路と道路です。隣地所有者への説明もあり、雨水排水につきましては、市道路側溝への排水で、上下水道は接続不要であり、農業用水への影響はないです。これについては問題ないと思います。

続きまして受付番号7について説明します。

場所は広見東連絡所から 200mの東にあります。転用目的は、分譲住宅 6 棟を建築する とのことです。東側は道路、北側は水路、西側は田、南側は水路と道路です。これにつき まして隣地所有者への説明もあり、雨水排水は道路側溝、上下水道は既存の埋設管に接続、 農業用水への影響はありません。問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお 願いいします。

議長

はい、ご苦労様でした。

それでは受付番号8番大森お願いします。

續木委員

はい、受付番号8につきまして、10番委員續木が現地確認の結果を報告いたします。

場所は福寿苑及び大森のガレキ捨て場の西300mの入り口交差点の南30mのところにございます。申請地は20年以上耕作されておらず、柿の木が植樹されておりますが、所有者の次男の方が分家住宅を建てるということでの申請でございます。水利組合の水の取り入れ口はそのまま残す、それから排水については、南側の側溝に流すということで了解を得ております。何ら問題なしと見てまいりましたので、皆様のご審議をお願いいたします。

以上です。

議長

はい、ご苦労さまでした。

それでは、受付番号9番の羽崎お願いいたします。

鈴木 (好) 委員

6番推進委員の鈴木がご報告申し上げます。

この申請地は、申請者が住む家に隣接して義理の母所有の農地に使用貸借権を設定し、離れを造りたいという申請です。この土地は第1種農地ですが、第1種農地は原則許可ができないということになっておりますがその例外がございまして、既存敷地の拡張するためその面積の2分の1まで認められるというもので、その面積要件にも合致しておりますし、この田の中ですのでさっきお話もありましたが、農業用水とか土砂流出にも十分配慮されるということですので、問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

はいどうもご苦労様でした。

それでは、受付番号10番の塩お願いします。

日比野委員

6番日比野がご説明申し上げます。

これは相続にからんだものですが、被相続人の方が、譲受人の実の兄にあたられる訳ですが、この方がお兄さんの土地に了解をもらって建物を建てて住んでおられた訳なんですが、その南側に車庫がわりといいますか、普段使っていたところが今回の物件でございまして、何も問題ないかと思います。よろしくご審議お願いいたします。

議 長

それでは、受付番号11番の矢戸お願いいたします。

二宮委員

7番委員の二宮が現地確認結果について報告します。該当の土地はですね、県農業大学の南西約 400mの位置にあります。先ほど説明がありましたように平成 31 年 3 月 18 日に農振除外の許可が出ている土地です。土地の状況につきましては、これはちょうど一番下流域にあるために水利上、特に問題ない。またそれよりも上に田があるんですが、それも両側に排水するということで、農業用排水については特に問題ありません。皆さんご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ご苦労様でした。

それでは、受付番号12番、13番、14番、土田お願いいたします。

井藤委員

4番委員の井藤が現地確認の報告をいたします。

12番の土地は今現在畑になっております関係上で、申し訳なかっということで、始末書の提出がなされております。隣地の所有者の承諾がなされ、土地改良の同意も得ており、そして雨水排水は自然排水、上下水道は前面道路埋設管に接続されており農業用排水への影響はございません。

次に 13 番に入りますが、この土地は花木のすぐ隣にありまして道路県道を挟んで、そして周囲は譲渡人の土地でございますので隣地の承諾は得ておりません。

そして北側は図面にあるように6棟建売ができ、現在ほぼ売れております。そして上下 水道は前面道路埋設管に接続され、雨水は一部奥の雨水を畑に自然浸透のような施工にな るかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

引き続いて 14 番ですが、この土地は先般出されておりまして、後で事変の 1 番に出て おりますがそれと関連しておりますので、ご説明申し上げます。近隣所有者の同意はあり、 そして雨水は道路側溝へ、上水道は前面道路、そして公共下水道ということで農業用水に 影響はございません。周囲も順番宅地に開発されており問題はないかと思いますのでご審 議をお願いします。以上です。

議長

はい、ご苦労様でした。

それでは、受付番号15番、菅刈お願いいたします。

奥村(久)委員

推進委員3番奥村が15番を報告いたします。

菅刈の交差点から東へ150m、西可児メディカルから180mくらいのところにある田で、この田の上にここの実家があって、今はお母さんが一人住まいで息子さんは兵庫県へ行ってみえます。お母さんが2・3年前までは他人に頼んで農作業をやってみえたんですけど、今はできないということで今回兵庫県の息子さんの方からこの話がありました。それで荒地になっても困るので、賃借人の方でもし店舗を造られたとすると一般規準判定は別に何もひっかかるようなところはないですので、審議のほど皆さんよろしくお願いします。

議長

それでは、受付番号16番、下恵土お願いします。

可児(勉)委員 はい、3番の可児が発表します。

場所は、今渡南小学校の真東に300mくらい来たちょうど住宅地の中ですが、ここに農地がありますけれども、担い手がみえないということで、農業を継続することができないということで、こうして宅譲をされるようでございます。止むを得ないと見てまいりました。周囲の環境もクリアされておりますので、事務方が先ほど言われたとおりでございます。何ら問題ないと見受けられましたので、皆さん御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長

続きまして、受付番号17番今渡、お願いいたします。

浅 野 委 員

推進委員1番の浅野です。受付番号17番について現地確認の報告をいたします。

場所は、可児市道鳴子交差点西北角の道路に隣接したところです。転用目的は 敷地内の南の一部が譲渡人の農地で、現在農地性を失っており農業後継者の問題等により農地としての機能を果たさなくなっています。今回申請して身内の譲受人外3名に土地を譲る形です。なお、譲渡人よりこの件に対して始末書が提出されています。土地改良区の同意があり、雨水排水は自然浸透、一体利用があります。現地確認の結果、問題はないと思いますが皆さんの意見をよろしくお願いします。

議長

はい、ご苦労さまでした。

それでは、受付番号18番と19番、川合お願いいたします。

大澤委員

はい、2番の大澤の方から説明をいたします。

この土地は資料の写真を見ていただとおりに耕作はしてあります。一昨年までは耕作してみえました。ただ、これは他人にやってもらっている、業者にやってもらっている土地でございまして、昨年から返還されました。もうとても守りができないということで、この所有者の方たちも後がやれないということで今回分譲するということでございます。ちょうど一体的に分譲されるという話ができまして開発関係になります。隣接する土地については、個人の農地は隣接しませんので特には問題ないと思います。ただ市の部長にはよく聴いてもらいたいのですが、川合は今転用が非常に多くなっています。この案件の土地の下の段(南)に排水路、これは川合大排水路ですが、この容量が大抵満杯です。今まで

は、農地でしたので大雨が降っても一気に出なかったので大したことはなかったですが、 ここ市の方にも苦情が来ていると思いますが、集中豪雨になると溢れます。益々、これから農転が出てきますので、この物件がだめだということではありませんが、市の方も一つ 今後全体的に川合の排水についてちょっと頭の隅に入れておいていただけたらと思います。

次に 19 番でございますが、このことについては、既に農地転用の許可が下りていますが、今度理由があって業者の方に売られるというもので、既に 5 条の申請が下りた物件でございます。隣接には農地はありませんので特に問題はないと思います。ただ、この件についてはここに書いてありますように、事変の受付番号 2 と同時になりますのでよろしくお願いします。以上です。

議 長

はい、どうもご苦労様でした。

一件だけ、私の方から確認なんですけれども、受付番号 13 番土田の隣地の説明がない という意見がございましたが、資料には同意があると書いてございます。確認だけでござ いますが、同意書はあるで、いい訳ですね。

井 藤 委 員

長

議

失礼しました。奥の方から同意は出ております。訂正します。

皆さんにお諮りをいたします。

只今、件数は多い訳ですが、受付番号1番から19番までの案件につきまして、何かご 質問ご意見等ございませんか。

はい、どうぞ。

日比野委員

受付番号6番の案件なんですけれど、貸駐車場ということみたいですが、これだけの面積の貸駐車場で需要がある訳でしょうか。ちょっとわからないので教えてください。

事 務 局

それでは、事務局から説明させていただきます。この瀬田字板敷の貸駐車場ということでございますが、ちょうどここの駐車場の予定地の東側に住宅型有料老人ホームがありまして、こちらの方の駐車場ということで申請が出てきています。申請地の利用計画としまして申請台数 52 台、これは先ほど申し上げました介護保健法に基づくものの事業所と介護支援施設、これにつきましては現在駐車場としては、27 台ございます。申請地の隣に10 台分のスペースがあって、他の近隣で17 台を賃借している状況でございますけれども、現在ほぼ全員が自家用車で出勤しているということで、従業員駐車場で22 台、来客車が常時20 台、業者が20 台分必要ということで、当法人としては62 台が必要であるということから、申請地については差し引きしまして、申請地に52 台設置することが最適であるということを考えて今回申請の案件のところで駐車場の分を確保するとなっております。以上でございます。

日比野委員

面積は、2,783 ㎡で、今52 台とおっしゃいましたが、これだとかなり100 台近く止められると思うのですが、そのところで面積とのつり合いがとれているのかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

事 務 局

事務局の方に提出されております土地利用計画図で申しますと、ここの駐車のラインとしては4本ですね、駐車スペースを設ける形になっていまして、その1列目と2列目の間、3列目と4列目の間を通路として使う形になっております。それで一番奥まで行ってどん詰まりという訳でなくて、そこから回れるような形をとってやっている関係もありまし

て、駐車スペースとしては52台になる計算となっています。以上でございます。

日比野委員

今回農地転用となりますと雑種地となる訳ですね。そうすれば後から、ここで例えば分譲するということになれば、農地転用は関係なくなって都市計画法による協議は、またそこで必要なんですか。

事 務 局

事務局としましては、それに関しまして即答は控えさせていただきます。こちらも、それについてはわからない状況でございます。以上でございます。

日比野委員

計画面積で行くと都市計画協議逃れでないかということも疑われるような気がしてなりません。

大澤委員

私個人としては今の書類上、そのように造ると言っているのに、あなたは造らないかも しれないと言うのは、少し難しいと思うんです。ここで否定するのは。この書類上ですね、 きちんとこういうふうに造りますよ、だから許可してください。これ農振除外もされてい るんでしょ。それならば農業委員会としては、認めざるを得ないと僕は思います。

事 務 局

はい。委員のおっしゃるとおりでございまして、これにつきましては、先ほど説明させていただきましたが、平成29年1月20日付けで農振除外がされておりまして、その後、除外の内容について訂正があったということで、今回日付としましては、平成31年3月29日付けで農用地区域除外申出の目的変更理由書ということで、こちらの方に書類として提出されております。変更の概要だけ説明をさせていただきますけれども、利用目的の変更による老人ホーム及び駐車場から駐車場へ変更ということで、当初老人ホームも入っていたんですけれどもこれを全て駐車場に変更という形で農用地区域除外申出の目的変更ということで、こちらの方に理由書が出されているものでございます。以上でございます。

議 長

はい、わかりました。それでは、その他何か。

はいどうぞ。

大澤委員

受付番号 13 番の土田の関係なんですが、先ほど説明されました中で、雨水排水については、奥の方は一部自然浸透と言われましたが、これは開発協議されるものが自然浸透ではだめだと思うですね。ですからこれは開発の中できちんと指導していただいて道路側溝なり、たいてい中に道路を入れられると思いますので、道路側溝というふうにしっかりしていただきたいというふうに思います。

事 務 局

はい、自然浸透について少し説明させていただきます。この開発で今回 11 棟の分譲住宅ということになっておりまして、雨水排水につきまして自然浸透ということになっていますけれども、これは各 11 棟のところで、まず浸透桝を設けて地下浸透をさせます。それで余剰したものをこの開発区域内の道路側溝を通じて県道に放流するという計画になっております。そもそも県道自体が本来は他からの水を受け入れるということができないのですけれども、例外的に地下浸透をさせてその余剰した水だけを受け入れるということで了解を得ているとこちらの方では聞いております。以上でございます。

井藤 委員

ちょっと付け加えますが、申請地の左側に 50 cmの幅を設けまして、その上に 15 cmのバラスを敷いてそして桝を何箇所か付けて、そして県道の方へ放流すると大半がその中で地下浸透になるかと思います。以上です。

議 長

はい、その他何かございませんでしょうか。

はい、ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第4、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転 を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、これを許可相当として県に進達する ことに、ご異議ございませんか。

#### 【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は許可相当とし、県に進達することに決しました。

長 続きまして日程第5、議案第 24 号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計 画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

議案第24号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、 事 終 局 説明させていただきます。今回は2件の申請がございます。2つとも5条申請の中で説明 した内容となっております。では、説明させていただきます。

> 受付番号1の案件は、土田の方と事業継承者の塩の方との転用の目的変更による、事業 計画変更の承認を求めるものです。

> 土地の概要といたしましては、土田字堀口、地目は畑、面積は合計 184 ㎡、農振地域外 の3種農地と判断されるものでございます。転用目的といたしましては、一般個人住宅を 建築するとのことでございます。周辺農地への被害防除策といたしましては、ブロック積 みを設置し、対処するとのことです。雨水排水は、道路側溝へ排水、汚水排水につきまし ては、公共下水道へ排水するとなっております。なお、先ほども申し上げましたが、この 案件は農地法第5条受付番号14と同時申請となっております。

> 続きまして受付番号2の案件は、当初事業者の愛知県弥富市の方と事業継承者の下恵土 の法人との転用の目的変更による、事業計画変更の承認を求めるものです。

> 土地の概要といたしましては、川合字上田、地目は畑、面積は合計240㎡、農振白地の 3種農地と判断されるものです。転用目的といたしましては、1棟の分譲住宅を建築する とのことでございます。雨水排水は、道路側溝へ排水、汚水排水につきましては、公共下 水道へ排水するとなっております。なお、この案件につきましても、農地法第5条受付番 号19と同時申請となっております。

> なお、各案件とも周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万が一の場合は 責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いいたします。 受付番号1番土田お願いいたします。

4番委員の井藤が現地確認の結果を発表します。

現地は2回ぐらい前ですが、北側の土地が5条で出ておりましたが、今回、また南側の 申請で5条の受付番号14番で説明したとおりでございます。従いまして一般基準につき ましては、事務方より説明があったとおり、周囲も農地が少なくなり宅地がだいぶ多くな りました。その中での事変となっております。審議等ご理解をいただきましてよろしくお 願いします。

それでは、受付番号2番川合、お願いいたします。

議

議

井藤委員

長

議

大澤委員

5条のときの説明と同じことでございまして、利用目的を変更して売却したいというものでございます。特に先ほど説明したものと一緒でございまして、周りに農地はございません。既に転用が下りたところでございますので、事業変更されても特に問題はないということでございます。以上です。

議長

はい、只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等は ございませんでしょうか。

#### 【質疑なしの声あり】

議 長

ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第 5、議案第 24 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」 は、承認相当として県に進達することにご異議ございませんか。

#### 【異議なしの声多数あり】

議長

ご異議ないものと認め、本案件は承認相当として県に進達することに決しました。

議 長

日程第6、議案第25号「土地現況確認申請書(非農地)の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

日程第6、議案第25号、土地現況確認申請書(非農地)について、内容を説明させていただきます。今回申請は1件でございます。

受付番号1の案件は、大森の方が所有する畑です。

土地の概要といたしましては、大森字山崎外 1 筆、地目は畑、面積は合計で 1,561 ㎡ となっております。この農地につきましては、昭和 48 年まで耕作しておりましたが、昭和 49 年及び昭和 56 年に住宅、昭和 59 年に物置、平成 2 年に車庫を建築し、現在に至るとのことでございます。

以上で、土地現況確認申請(非農地)についての説明を終わらせていただきます。

議 長

續木委員

只今、事務局からの説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いいたします。 はい、受付番号1番ですけれども10番委員の續木が現地確認の結果を報告いたします。

場所は可児市学校給食センターから南東約 100mの位置にございます。現地は本宅築 45 年、離れが築 38 年、物置が築 35 年、車庫が築 29 年経過して現在に至っております。現地で見た限り農地は全くありません。全てが宅地でございます。今回本宅の建て替えをされると聞きましたけれども、それにあたり土地の地目が畑であると判明したため、今回非農地の証明の申請に至ったとのことでございます。以上報告をいたします。皆さまのご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

只今、地元委員からの発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

#### 【質疑なしの声あり】

議長

ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第6、議案第25号「土地現況確認申請書(非農地)の承認について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。

## 【異議なしの声多数あり】

議長「ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 引き続きまして、日程第7、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規 定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局はい、議案第26号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

今回の利用権設定は、使用貸借6件と賃借権1件の合計7件となっております。

受付番号1から6の案件は、同じ方が利用権の設定を受けるので併せて説明させていただきます。受付番号1から6の案件は、塩の方外5名と土田の方との間での使用貸借権の設定となっております。

土地の概要といたしましては、塩河字出口外 10 筆の農振農用地で、地目は田、面積は合計で 16,342 ㎡、内訳といたしましては、新規設定の分が 1,006 ㎡、再設定が 15,336 ㎡です。

使用貸借権の期間は、平成31年4月から5年間、利用集積を図るものでございます。 続きまして受付番号7の案件は、柿田の方と御嵩町の方との間での賃借権の設定となっております。

只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

## 【質疑なしの声多数あり】

議

議

議

長

長

ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第8、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は、これを承認とし、市長宛てに報告することにご異議ございませんか。

#### 【異議なしの声多数あり】

議 長| ご異議ないものと認め、本案件を「承認」し、市長宛てに報告することに決しました。

長 次に日程第8、議案第27号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の承認について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 27 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明の内容について、説明させていた だきます。今月は1件の申請がございます。

> 受付番号1の案件は、今渡の方から今渡の方に相続した案件です。土地の概要といたしましては、今渡字町外5筆、地目は、田と畑、面積は合計で11,018 m²となっております。 先日の現地確認の結果、農地として耕作されていることを確認しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

19

浅 野 委 員

推進委員1番の浅野です。受付番号1番について現地確認の報告をいたします。

場所は国道 21 号バイパス今渡住吉交差点より北東へ 400mのところです。木曽川が流れている川の北側に沿って約 300m弱の長さの農地です。目的は非相続人より娘婿が相続して生涯農業をする形で相続税の納税猶予に関する適格者証明の承認願の件です。

なお、現在、地目現況とも田及び畑であり、相続人自身が作付けをしています。この件に関して委員の皆様の意見をよろしくお願いします。

議 長

はい、只今地元委員からの発言がありました件に関しまして何かご意見・ご質問ございませんか。

大澤委員

2番の大澤ですが、事務局が現地確認に行ったときに、先ほどの説明ですと農地として きれいに耕して農業をやっていると認めますと言われたでしょう。これって資料の囲った ところ全部のことですか。ここの中の農地の分だけという意味ですか。どっちですか。

事 務 局

ここに囲った農地全て合計で6筆ございますけれども、大きい筆が多いものですから 100%農地として耕作しているところだけでございませんけれども、全体としては良好な 状態で耕作されているものと地元委員さんと現地で確認したところでございます。それでですね、1筆ですけれども、東側の端のところ、こちらのところは、タケノコを採取する ということで、農地性があるものとしており、竹林として実際に整備されているところです。 西の農地については、竹林として整備されていないところも散見されましたが、筆全体としては農地として耕作されており、農地性があると考えます。以上でございます。

大澤委員

税務署の関係だと思うのですが、今のタケノコを採るというのも農地として認めていただけるということですね。タケノコを採る藪なんですけれども、藪って本当にタケノコを採れば、農地相続の対象に私のときはならなかったですけれども、農地なんですけれども税務署の方が見にきたときに必ず耕作をしているのが条件ですよ、僕も言われて農地相続しているんですが、竹が生えちゃって本当に認められるという農業委員会として、それはきれいに農地として認めていますよということで農業委員会も農業委員会の会長さんの印を押さなれければならないですが、税務署に対して。

本当に認めますか。それ大丈夫ですか。あなたたちいい加減な見方でないかというふうに可児市の農業委員会が叱られても面白くないんですが、大丈夫ですか。本当に。藪はよくないと僕は思うんですが。その他のところは、どうぞこの方は一生懸命農業をやられるんで農地相続でいいと思うですけれども、現場が本当に藪なんでいいのかなと僕は、ちょっと疑いますけれどもよろしいですか。事務局、責任大丈夫と言い切っていただけますか。

事 務 局

タケノコにつきましては、一応ぶったらかし伸びたい放題竹が伸びている分については、だめですけれども、タケノコを掘るために間引きをするなりして、手入れや整備しているということであれば、そこは畑というふうで判断しておりますけれども。ちょっと心配もありますので、これについては、税務署で再確認はさせていただきますけれども、今の段階ではタケノコを採るというふうで手入れしている竹であれば、それは畑ということで判断しております。

大澤委員

私は別にいいですすけれども、税務署とよく話して、後で可児市の農業委員さんどうだったといわれないように処理していただきたいということをお願いします。

議長

はい、その他何かご意見ございませんか。

#### 【質疑なしの声あり】

長 議

ご意見もないようで、今大澤委員が申しました件を事務局、必ず税務署と確認をしてお いてください。

それでは、日程第8、議案第27号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の承認につ いて」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。

# 【異議なしの声あり】

長

ご異議がないものと認め、本案件は承認することに決定しました。

長

局

以上で、本日の総会に付議された審議案件は全て終了しました。

続きまして、農地法関連の報告事項について、事務局から説明をお願いします。

それでは、協議報告事項について事務局から説明いたします。

まずは、レジメの方を見ていただきたいと思います。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明させていただきます。 これは、相続によるものの届出ということで、今回は久々利の方外3名から届出が出て おります。田につきましては 15 筆、面積で 10,327 ㎡、畑 26 筆、面積は 8,472.37 ㎡、合 計としまして 41 筆、18,799.37 m3分の届出が出ております。

続きまして2番目に、農地転用に係る指定市町村の指定についてですが、冒頭で局長か らも話がありましたが、別添1を見ていただきまして、説明を少しさせていただきますの で、お願いいたします。別添1の表紙をみていただたきましたように指定市町村の指定に つきましては、3月27日付けで指定を受けまして、7月1日からその許可事務を運用す るというふうになっております。指定市町村につきまして、昨年の12月3日の総会で詳 細については説明しておるところでございますが、ひとことで言いますと4条・5条の農 地転用許可を岐阜県知事に代わって可児市長が許可を出すということ、もう一点は可児市 が行う公共事業、これにつきましては、農地転用許可が不要となる。この二つが主なもの でございます。細かいことにつきましては、この別添1の一番下に12月3日の総会のと きに付けた資料を再添付させておりますけれども、それで前回の総会で権限移譲を受ける ことで、揉めた時に責任・対応はどのようになるかということが、委員さんの方からご質 問いただきまして、そのときに説明が不十分であったような記憶もございましたので、別 添1の資料を1枚めくっていただきまして、表にしてありますのでそれを見て再度説明を させていただきます。A4の横になりますけれども、一番上の「行政処分等について」と 書かせていただいておりますけれども、その1番の「農地法に基づく行政処分に対する不 服がある場合について」ということで許可の内容に対して不服がある、一般的に不許可に なった場合が想定されますけれども、農地法の第3条農業委員会が許可する案件につきま しては、現行も指定市町村になってからも対応の方法は同じでございまして、まず指定市 町村になっても農業委員会の方で3条許可を出します。それに対しての不満がある場合、 不服がある場合につきましては、審査請求というふうで請求することができまして、申請 者の救済措置なんですけれども、これについては岐阜県知事に対してしていただくことに なります。

通常、県の方で対応していただければそれで済むとは思いますが、万が一それでも納得

21

議

議

事 務 がいかないという場合には、訴訟に移るわけなんですけれども、この場合には、可児市を 被告として訴えることになります。それで可児市を被告とするんですけれども、実際に対 応するのは農業委員会とういうことになってきます。

それで4条・5条につきましては、転用ですので今まで現行では岐阜県が許可をしておりますので、審査請求は岐阜県知事、訴訟になった場合には、岐阜県知事が代表するんですけれども岐阜県が被告として対応して行くということになります。

それでこれが、指定市町村、可児市が許可権者となりますと可児市が処分庁ですので、 不服がある場合、可児市長宛に上がってきます。それで審査請求の決定に納得がいかない という場合ですと、これは原告が訴訟にもってきますと可児市を被告として訴える。この 場合は市長が代表するという流れになります。それでその下の違反転用に対する処分、こ れにつきましては、現在ですと県が転用許可ということですので県知事が対応すると、そ れで指定市町村となりますと処分庁は可児市長ですので市長が処分するということです。 指定市町村について、前回ご質問があったことに対して改めて回答させていただきまし た。よろしくお願いいたします。

引き続き説明をいたします。

3番目の 2019 年度の可児市農地転用等のスケジュールについて、前回までは 6 月まで のものをご案内させていただきましたが、3 月 27 日付けで 2019 年度の可児市農地転用等 のスケジュール表をホームページ上で公開いたしましたので併せてご案内をさせていた だきます。

また、今までメール便にて専用の袋に入れてご案内させていただいておりましたが、改正によりましてメール便で資料等を各委員さんに届けることができなくなりました。他の委員さん以外にもそうなんですけれども、連絡所までのメール便は行いますけれども、個別配布のメール便は4月1日から廃止され、今後は郵便扱いということになります。そのためこれまで、専用の袋で連絡所からメール便で資料等を送らせていただいておりましたが、郵便により封筒で送らせていただくことになりました。

逆に言いますと、各委員さんから農業委員会事務局の方に何か書類を送らなければならないという場合には、少しご足労をお掛けしますが、お近くの連絡所の方に書類をお持ちいただいて、農業委員会事務局に送ってと言っていただければ、届くようになっていますのでご理解をお願いします。

報告事項につきましては以上でございますが、引き続き連絡事項の方に移りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

今後の予定につきましては、まず現地確認ですが、これは4月10日締め切り分につきましては、4月26日金曜日に実施いたします。それのだいたい1週間前までには委員さんの方に案内の書類、関係書類について、お届けすることになりますのでご協力の方お願いいたします。

続きまして2番目でございます。

平成31年第5回総会につきましては、5月7日火曜日午後1時30分から全員協議会室を会場にして開催されます。

お手元にお配りしました資料があります。お持ち帰りいただきまして、熟読をお願いし

たいと思います。よろしくお願いします。 事務局からは、以上です。

議長

長 それでは、これをもちまして、平成31年第4回可児市農業委員会の総会を閉会させていただきます。

どうもご苦労様でございました。